

## 【事案 22-124】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 6 月 21 日 裁定終了

### ＜事案の概要＞

銀行員（募集人）を通じて、相続税対策の一環として一時払終身保険に加入したが、相続税法改正の可能性についての説明不十分を理由に契約を取消し、一時払保険料の返還を求め申立てがあつたもの。

### ＜申立人の主張＞

平成 19 年 6 月、銀行を窓口として一時払終身保険（年金支払特約）に加入した。当時施行されていた相続税法では、同法 24 条により、遺族に「定期金」という形で財産を渡すと相続税評価額が圧縮されることになつており、本件契約についても契約当時にはこの適用があつた。

しかし、平成 22 年の相続税法改正により、年金受給権の評価方法が変わり、相続税評価額の圧縮がなされなくなったため、本件契約は相続税対策としての意味を失うことになつてしまつた。契約時、募集人は、相続税法改正の可能性について説明しておらず、募集人の虚偽説明、説明不十分があつたので、契約を取り消し、一時払保険料を返還して欲しい。

(1) 募集人は、相続税法 24 条の改正がありうることを申立人に十分説明せず、同法 24 条による相続税の評価圧縮が受けられるかのように誤信させて、契約を締結させた。

(2) 本件契約は、相続税の評価圧縮を受けるための、生前贈与として締結したものであり、相続税法 24 条が改正され不適用になる可能性があることを認識していれば、本件契約を締結することはなかつた

### ＜保険会社の主張＞

以下の理由から、申立人の請求には応じられない。

(1) 募集人が説明に用いたパンフレットには、記載内容は平成 19 年 4 月現在の税制に基づくもので、将来税務取扱が変更される可能性があることが記されていた。

(2) 募集人は、申立人より「よくパンフレットを読んだ結果申込みをしたい」との連絡を受けて、申立人の自宅を訪問し、商品内容及びリスクを改めて説明した。

(3) 募集人から税務取扱について将来にわたり保証されるかのように誤認を生ぜしめる説明はなかつた。

### ＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、相手方会社の説明義務違反を理由として消費者契約法 4 条による取消、あるいは民法 95 条による錯誤による無効を主張するものと判断し、申立人、保険会社から提出された書面にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」37 条に基づきその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

## 1. 説明義務違反について

下記のとおり、本件契約時において、相続税法 24 条が将来変更されることの説明がなかったとしても、当該事項は契約の重要な事項ではなく、相手方会社に説明義務はないので、消費者契約法に基づく取消しは認められない。

- (1) 保険会社は、一般人が契約者として契約を締結するにあたり、締結意思を決定するための重要な事実について説明する義務がある。募集人による対面募集である場合には、特に重要な事項については口頭で、それ以外の事項については文書で説明する必要があると考える。

保険契約において一般人が意思決定するにおいて特に重要な事項とは、契約者の負担するなわち保険料と、保障の内容、保障期間などであり、当該契約によって給付される金銭についてどのように課税されるかという点については、特に重要な事項であるとはいえない。支払う保険料及び給付される保険金がどのように税法上扱われるかということは、可変的なものであり、当該保険契約の基本的な問題とは何らかかわるものではない。

- (2) もっとも、保険契約を税務対策上有利として販売する場合もあり、この場合には保険会社（募集人）は適切な説明を行う義務があるが、この義務は当該契約時に制度を説明すれば足りる。

## 2. 錯誤について

下記のとおり、本件契約が錯誤により無効であるとは認定できない。

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該「契約の要素」（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識に基づいて契約を締結した場合である（民法 95 条本文）。
- (2) 本件について判断すると、契約時の税法に関しては錯誤はなく、問題となるのは、申立人が、相続税法 24 条が将来も変更がないと誤解したことである。課税対象となる財産評価の方法が変更されることは通常ありうることであり、一般人において将来とも変更がないとの認識を持つことは考えられないので、かかる事実は「契約の要素」とはならない。